

事業概要

令和6年度版

（令和5年度実績）

横須賀市児童相談所

目 次

I 横須賀市の概要	(頁)
1 横須賀市の概要	
(1) 位置	1
(2) 横須賀市の規模	1
2 児童相談所の概要	
(1) 児童相談所の設置	2
(2) 主な業務	2
(3) 基本的機能	2
(4) 児童相談所における業務系統図	3
(5) 児童相談の内容	4
(6) 援助の内容	5
(7) 横須賀市における児童虐待防止対策	6
(8) はぐくみかんへの移転と機能強化	6
(9) 社会的養護の体制整備	6
(10) 横須賀市児童相談所沿革.....	7
(11) はぐくみかんの概要	8
(12) 令和6年度民生局こども家庭支援センター組織図.....	9
(13) 横須賀市児童相談所職員体制	9
II 業務実績	
1 相談受付の状況	
資料1－1 相談受付状況.....	10
資料1－2 児童相談 男女別受付状況.....	11
資料1－3 児童相談 年齢別受付状況.....	12
資料1－4 児童相談 経路別受付状況.....	13
資料1－5 警察からの児童通告状況.....	13
2 対応状況	
児童福祉施設への入所状況	14
資料2－1 相談種類別対応状況	15
資料2－2 養護相談対応状況	16
資料2－3 年齢別乳児院措置理由	16
資料2－4 年齢別児童養護施設・ファミリーホーム措置理由	17
資料2－5 年齢別児童自立支援施設措置理由	17
資料2－6 施設別入・退所状況	18
資料2－7 障害児入所施設等への措置・契約状況	18
資料2－8 施設別退所理由	19

資料 2－9 家族支援対応状況	19
資料 2－10 措置分科会への諮問状況	20
3 調査・診断・指導の状況	
調査・社会診断指導、医学・心理診断指導、継続面接の状況	21
資料 3－1 指導調査状況	22
資料 3－2 心理診断実施状況	23
資料 3－3 措置児童の指導・診断状況	23
資料 3－4 措置停止・措置後指導状況	23
資料 3－5 継続指導・児童福祉司指導終結状況	24
資料 3－6 療育手帳判定実施状況	25
資料 3－7 判定証明等証明書発行状況	25
資料 3－8 認定に関するもの	25
4 一時保護の状況	
資料 4－1 一時保護・保護委託実績	26
資料 4－2 一時保護・保護委託状況	27
資料 4－3 相談内容別一時保護所・保護委託状況	27
資料 4－4 日数別一時保護状況	28
資料 4－5 学齢別一時保護状況	28
資料 4－6 年齢別一時保護状況	29
資料 4－7 一時保護保護解除状況	29
5 虐待相談の状況	
資料 5－1 虐待内容別相談状況	30
資料 5－2 年齢別虐待相談状況	30
資料 5－3 経路別虐待相談状況	30
資料 5－4 主たる虐待者	31
資料 5－5 家族構成別虐待相談状況	31
資料 5－6 主な虐待の背景	31
資料 5－7 児童福祉法及び虐待防止法等法的対応状況	32
資料 5－8 児童相談所開設時からの年度別虐待相談件数の推移	32
資料 5－9 「子育てホットライン」相談受付件数	33
6 里親制度	
資料 6－1 里親登録・委託児童状況	34
資料 6－2 里親委託・解除状況	35
資料 6－3 里親による緊急一時保護委託状況	35
資料 6－4 3日里親実施状況	35

資料 6－5	里親相談活動状況	36
資料 6－6	レスパイト利用状況	36
資料 6－7	里親研修会	36
資料 6－8	里親講座の開催	36
資料 6－9	週末等家庭短期滞在事業（ボランティアファミリー）	36
7	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	
資料 7－1	ファミリーホーム 設置・委託児童状況	37
資料 7－2	ファミリーホーム 委託・解除状況	37
資料 7－3	ファミリーホーム 緊急一時保護委託状況	37
8	特別養子縁組の推進	
資料 8－1	特別養子縁組成立状況	38
資料 8－2	妊娠 SOS カードの配布	38
9	社会的養護自立支援事業	
資料 9－1	就労等支援事業	39
資料 9－2	自立支援コーディネーターによる継続支援	39
資料 9－3	自立支援に必要な補助金交付状況	39
10	電話相談	
資料 10	電話相談件数	40
11	その他の事業	
資料 11	メンタル・フレンド派遣事業	41
資料 12	在宅重症心身障害児療育指導事業	42
資料 13	児童養護施設学習支援事業	42
資料 14	その他専門職員の対応	43
資料 15	横須賀市こども家庭地域対策ネットワーク会議	43
資料 16	研修	44

2 児童相談所の概要

(1) 児童相談所の設置

児童相談所は、その任務・性格に鑑み、都道府県、政令指定都市に設置義務が課されている児童福祉法に基づく児童福祉の専門機関です。

こどもに関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じ、こどもが有する問題又はこどもの真のニーズ、こどもの置かれた環境や状況等を的確に捉え、個々のこどもや家庭に最も効果的な援助を行い、もってこどもの福祉を図るとともに、その権利を擁護します。

(2) 主な業務

- ① こどもの福祉に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応ずること
- ② こどもに必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行うこと
- ③ 調査又は判定に基づき必要な指導を行うこと
- ④ こどもの一時保護を行うこと
- ⑤ 施設入所等の措置を行うこと

(3) 基本的機能

① 相談機能

広く一般家庭その他からこどもの福祉に関するあらゆる相談を受け、必要に応じこどもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定(総合診断)し、それに基づいて援助方針を定め、自ら又は関係機関等を活用し、一貫した児童の援助を行う機能

② 一時保護機能

必要に応じて児童を家庭から離して一時保護する機能

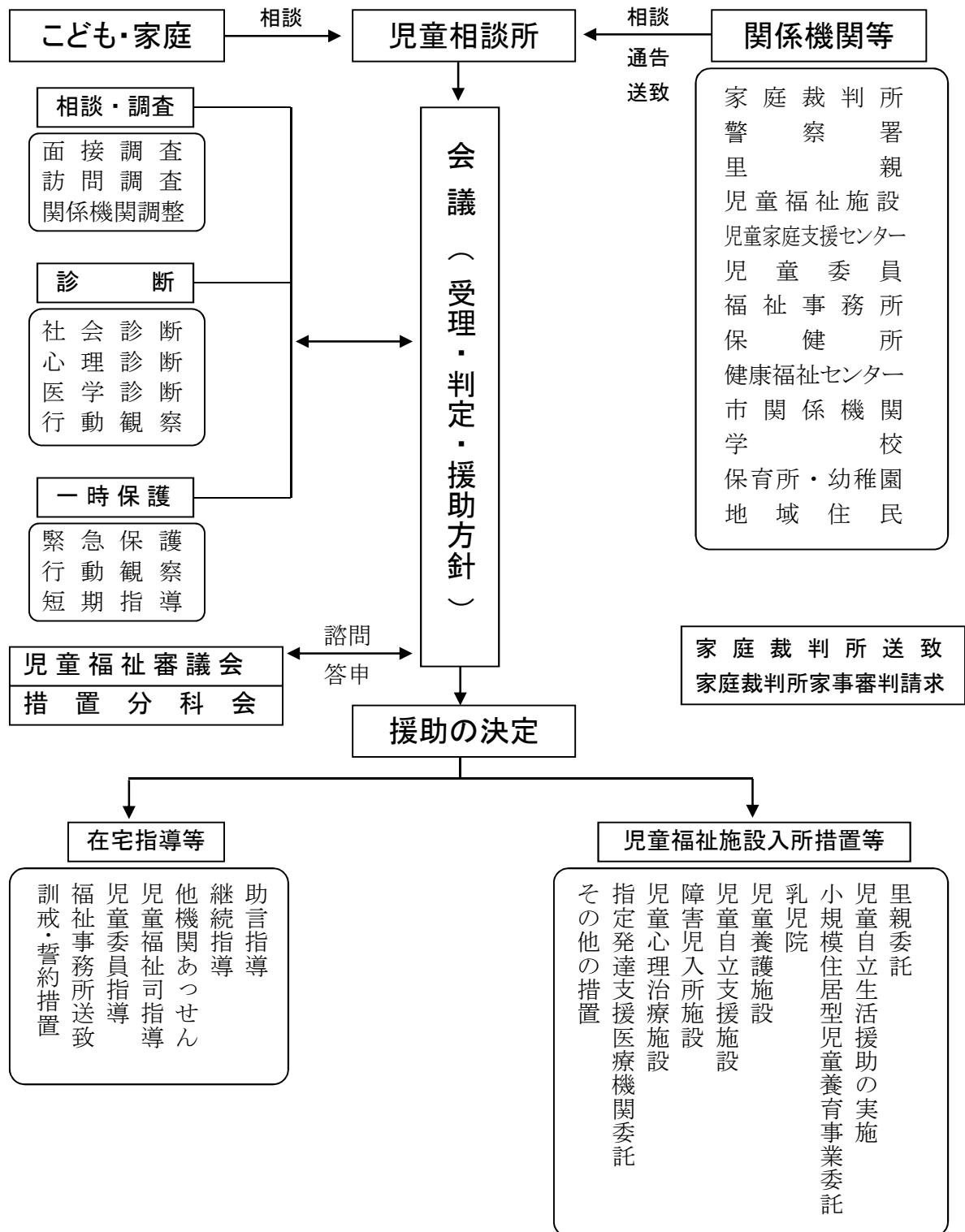
③ 措置機能

こども又はその保護者を児童福祉司、児童委員、児童家庭支援センター等に指導させ、又はこどもを児童福祉施設、指定発達支援医療機関等に入所させ、又は里親に委託する等の機能

④ 民法上の権限

親権者の親権喪失、親権停止、管理権喪失の請求及び取消しの請求や後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対して行うことができる。

(4) 児童相談所における業務系統図



(5) 児童相談の内容

区 分		内 容
養護	養 護 相 談	保護者の家出・失踪・服役・死亡・離婚・病気・出産など養育困難なこどもの相談
		虐待・置き去り・迷子など環境的課題を有するこどもの相談
		里子に関する相談
保健	保 健 相 談	未熟児・虚弱児・内部機能障害・小児喘息・神経疾患等を有するこどもの相談
障害	肢体不自由児相談	肢体不自由児・運動発達の遅れに関するこどもの相談
	視 聴 覚 障 害 相 談	弱視・難聴を含む視・聴覚等視聴覚障害児に関するこどもの相談
	言語発達障害等相談	構音障害・吃音・失語等音声や言語の障害に関するこどもの相談
	重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談
	知的 障 害 相 談	知的障害児に関する相談
	発 達 障 害 相 談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等のこどもに関する相談
非行	ぐ 犯 行 為 等 相 談	虚言癖・浪費癖・家出・浮浪・外泊・乱暴・性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のあるこどもや、警察署からのぐ犯少年の通告のあったこども、触法行為があつて警察署から通告のないこどもの相談
	触 法 行 為 等 相 談	触法行為で警察署から通告のあったこども、犯罪少年で家庭裁判所から送致のあったこどもの相談
育成	不 登 校 相 談	登校(園)していない・できないこどもや、長期欠席・怠学などのこどもの相談
	性 格 行 動 相 談	反抗・緘黙・家庭内暴力など性格や行動上の問題や、いじめに関するこどもの相談
	適 性 相 談	進学・就職の適性、学業不振などに関するこどもの相談
	し つ け 相 談	家庭内におけるしつけ・性教育・遊びなどに関するこどもの相談
里親	里 親 相 談	里親に関する相談
その他	そ の 他 相 談	上記のいずれにも該当しない相談

(6) 援助の内容

援 助 の 種 類			内 容
在 宅 指 導 等	措置によらない指導	助 言 指 導	一ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により問題が解決すると考えられるこども、保護者に対する指導を行う。
		継 続 指 導	複雑困難な問題を抱えるこども、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法による継続的な指導(治療)を行う。
		他機関あっせん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けることが適当と認められる場合、こども、保護者等の意向を確認の上、当該機関にあっせんする。
	措置による指導	児童福祉司指導	複雑困難な家庭環境に起因する問題を有するこども等、援助に専門的な知識技術を要する場合、こども、保護者の家庭を訪問し、あるいは必要に応じて通所させる等の方法により継続的に指導を行う。
		児 童 委 員 指 導	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられるケースについての指導を委託する。
		知 的 障 害 者 福 祉 司 指 導	問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件によるもので、知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合に指導を委託する。
		社 会 福 祉 主 事 指 導	
	訓 戒 ・ 誓 約 措 置		こども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行う。なお必要に応じて誓約書を提出させる。
児 童 福 祉 施 設 入 所 措 置		家庭でのこどもの養育が困難な場合、また専門的な治療、指導等が必要な場合に、こどもの状態に応じて適切な施設を紹介し、入所させる。	
指定発達支援医療機関委託			
里 親 委 託		施設よりも一般の家庭環境の中で養育させるのが適当と認められる養護児童を、登録された里親等へ養育委託する。	
小規模住居型児童養育事業委託			
児 童 自 立 生 活 援 助 の 実 施			里親、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設を退所した中学卒業後のこども等で、未だ社会的自立ができていない場合に、就職先の開拓や、仕事や日常生活上の相談等の援助を行う。
福 祉 事 務 所 送 致			こどもや保護者等を知的障害者福祉司、社会福祉主事に指導させる場合、助産施設、母子生活支援施設、保育所への入所措置が必要な場合、及び15歳以上の児童を知的障害者援護施設に入所させることが適当な場合に送致、報告、通知を行う。
家 庭 裁 判 所 送 致			こどもを家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる場合やこどもの拘束や強制的措置が必要な場合に行う。
家庭裁判所家事審判請求			児童虐待等の場合で、親の同意を得られない場合の施設入所の承認や、親権停止並びに喪失宣言の請求、未成年後見人選任・解任の請求を行う。

（７）横須賀市における児童虐待防止対策

横須賀市では、平成12年度から「子ども虐待防止事業」の取り組みを始め、平成14年4月に「子ども虐待予防相談センター（YCAP）」を設置しました。育児不安や育児ストレスによる親子関係の歪みからこども虐待に発展することもあるため、「子育て支援」に主眼を置き、就学前のこどもを対象に、虐待の予防・早期発見に努めるとともに、虐待の重篤化、再発の予防を目指した活動を行いました。

また、横須賀市は平成13年4月に中核市に移行し、諸施策を展開しました。この中で、市民に直結する行政は市町村に権限を付与すべきであるとの考えの下、国に対して働きかけを行いました。このような経過の中で、中核市においても児童相談所が設置できる規定を含んだ改正児童福祉法が平成16年11月に成立し、平成18年4月に児童相談所を開設しました。

（８）はぐくみかん への移転と機能強化

横須賀市は、平成20年4月にこどもに関する総合的、一体的な取り組みを進めていくための拠点として「はぐくみかん」をオープンし、児童福祉行政関係部署（こども青少年企画課、こども青少年支援課、こども健康課、保育課）を集約して、こどもに関する多様な市民ニーズに的確に対応するための体制を整えました。

横須賀市児童相談所も、この「はぐくみかん」へ移転し、職員体制の充実を図るとともに、「はぐくみかん」の中核機能の一翼を担う施設として機能強化を図りました。また、同年に一時保護所（定員25名）開設し、緊急対応への体制を整えました。

（平成18年度及び平成19年度は神奈川県との事務委託に関する協定により、県の一時保護所を使用。）

なお、「はぐくみかん」には療育相談センター（指定管理者による管理）も設置され、連携・強化が図られたところです。

（９）社会的養護の体制整備

社会的養護とは、保護者のないこどもや、保護者に監護させることが適当でないこどもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

本市の状況は、市児童相談所を開設した平成18年当初、児童養護施設「春光学園」と里親のみでした。

平成22年にファミリーホーム「われもこう」が、平成23年4月に乳児院「しらかばベビーホーム」と児童養護施設「しらかば子どもの家」、8月にファミリーホーム「クロップハウス」が整備されました。また、大舎制の春光学園も大規模修繕を行い、個室化・ユニット化が図られ、こどもの生活に即した環境に整備されました。平成26年5月には、重症心身障害児者施設「ライフゆう」が整備されました。平成30年6月には、自立援助ホーム「なんとかなり荘」が開設、令和2年5月には、ファミリーホーム「ともしび」が整備され、市内における、社会的養護の機能が拡充されました。

(10) 横須賀市児童相談所沿革

平成 18 年4月	横須賀市小川町 1 番地に開設、人事交流により神奈川県から副所長以下職員 3 名の派遣受け入れ、市から神奈川県一時保護所へ 3 名派遣、Y C A P を廃止
平成 19 年4月	前年に県へ派遣した 3 名が戻り一時保護所準備担当チームを編成、新たな 3 名を神奈川県一時保護所へ派遣、虐待対応協力員と里親 対応専門員を非常勤職員として配置
平成 20 年1月	一時保護所に非常勤職員 3 名（保育士・児童指導員）を配置
平成 20 年4月	横須賀市小川町 16 番地「はぐくみかん」内に移転、一時保護所を併設、神奈川県への一時保護事務委託及び人事交流による神奈川県職員派遣が終了
平成 21 年4月	一時保護所に非常勤職員 1 名（心理）を配置
平成 22 年4月	家族支援チームを新設し、児童福祉司 1 名・児童心理司 1 名を配置
平成 25 年4月	初期対応チームとして児童福祉司 1 名・虐待対応協力員 1 名（非常勤）を配置
平成 26 年4月	部組織改正 総務係1名減員
平成 27 年4月	初期対応・家族支援・里親対応を統合して支援第3係を新設、係長1名を配置
平成 29 年4月	心理係と家族支援を統合して心理・家族支援係に再編
平成 31 年4月	心理・家族支援係を、心理係と、里親対応及び家族支援を行う里親・家族支援係に再編し、係長1名を配置
令和 2年4月	こども家庭支援センターの新設により、センター長を児童相談所長として位置づけ、また、児童相談課長及びケースワークのスーパーバイザーとして副所長を2名配置 児童福祉司、児童心理司の増員により、支援第4係、心理2係を新設
令和 4年7月	自立支援コーディネーター1名を配置

(11) はぐくみかん の概要

階	施 設 名	
5	民生局こども家庭支援センター (こども家庭支援課) 福祉こども部 (子育て支援課)	
4	療育相談センター ○療育相談・診療部門	
3	児童相談所 (民生局こども家庭支援センター 児童相談課)	
2	療育相談センター ○事務室	
1	民生局こども家庭支援センター (こども給付課)	療育相談センター ○肢体不自由児通園施設 ○知的障害児通園施設

施設規模等

《はぐくみかん全体》

構造：鉄筋コンクリート造、
地下1階、地上5階、
塔屋1階

敷地面積：4,226.85 m²

延床面積：8,684.37 m²

総工費：2,577 百万円

(平成18・19年度 継続事業)

《児童相談所》

共用部分を含め 3,150.1 m²

愛称「はぐくみかん」の意味

子どもの健やかな成長を願い育成することや、かばい守るという意味の『育む（はぐくむ）』という言葉
を『育み（はぐくみ）』とし、施設を意味する『館（かん）』を合成した名称で、市民公募により決定しました。

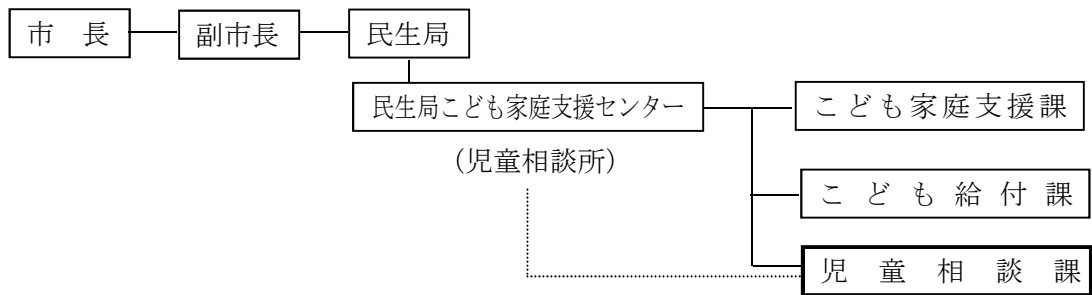


〈 はぐくみかん全景 〉

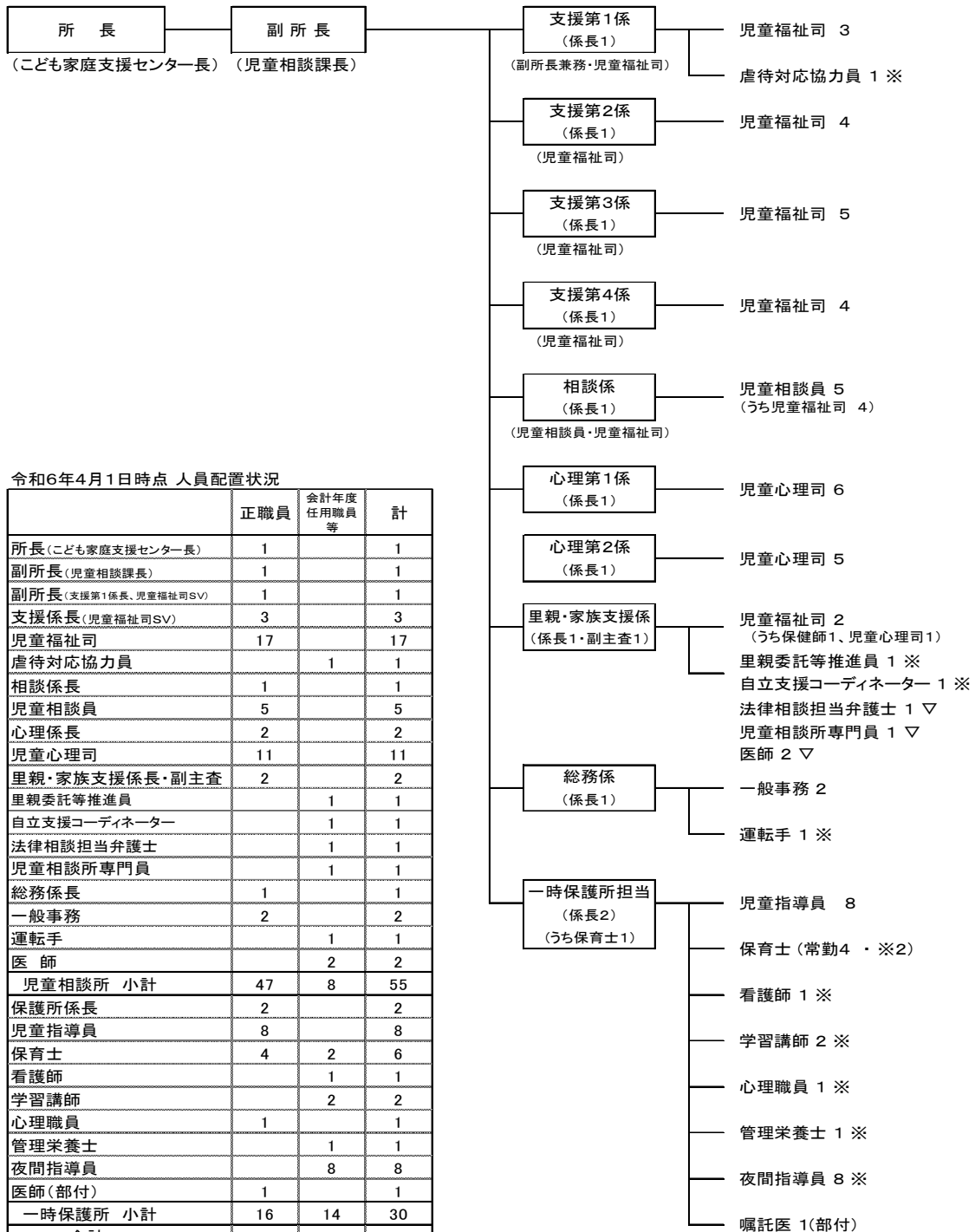


〈 案内図 〉

(12) 令和6年度 民生局こども家庭支援センター組織図



(13) 令和6年度 児童相談所組織職員体制



※印は、会計年度任用職員
▽印は、非常勤職員

1 相談受付の状況

受付状況

児童相談所では、児童に関する各種相談を幅広く受け付けています。その内容により養護相談、保健相談、障害相談、非行相談及び育成相談の5つの相談に分類しています。

令和5年度は1,442件の相談を受理しました。令和4年度は1,458件でしたので、前年度と比較すると16件の減少となっています。

相談内容では、児童虐待相談872件と知的障害相談392件がほとんどを占めており、次いで適性相談53件、重症心身障害相談21件、触法行為等相談18件などが主なものです。

(資料1-1)

資料1-1 相談受付状況

種 別		R3	R4	R5			
				新規	再開	計	比率(%)
養護	児童虐待	790	877	543	329	872	60.5
	その他	66	46	12	27	39	2.7
保 健		1	0	0	0	0	0.0
障 害	肢体不自由	1	4	2	0	2	0.1
	視聴覚障害	0	0	0	0	0	0.0
	言語発達障害	0	0	0	0	0	0.0
	重症心身障害	28	22	2	19	21	1.5
	知的障害	660	408	138	254	392	27.2
	発達障害	0	0	1	0	1	0.1
非 行	ぐ犯行為等	4	9	2	4	6	0.4
	触法行為等	7	15	4	14	18	1.2
育 成	性格行動	8	15	5	10	15	1.0
	不登校	1	1	1	3	4	0.3
	適性	43	43	23	30	53	3.7
	しつけ	4	3	0	0	0	0.0
その他		17	15	5	14	19	1.3
合 計		1,630	1,458	738	704	1,442	100

資料 1－2 児童相談 男女別受付状況

種 別		男	女	計
養護	児童虐待	410	462	872
	その他	23	16	39
保 健		0	0	0
障害	肢体不自由	0	2	2
	視聴覚障害	0	0	0
	言語発達障害	0	0	0
	重症心身障害	6	15	21
	知的障害	258	134	392
	発達障害	1	0	1
非行	ぐ犯行為等	2	4	6
	触法行為等	16	2	18
育成	性格行動	10	5	15
	不登校	4	0	4
	適性	40	13	53
	しつけ	0	0	0
その他		11	8	19
合 計		781	661	1,442
比率(%)		54.2	45.8	100

資料 1－3 児童相談 年齢別受付状況

種 別	年 齢																	18歳以上	計						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳			17歳					
養護	69	33	48	55	52	50	46	55	48	40	57	53	41	62	43	37	36	35	12	872					
	4	2	0	1	1	3	3	2	0	0	3	3	1	3	1	4	2	2	4	39					
障害	保 健	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	肢体不自由	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2					
	視聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	言語発達障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
	重症心身障害	0	1	1	2	0	0	0	0	1	1	6	1	0	0	0	2	0	1	5					
	知的障害	0	4	2	57	25	49	25	28	28	13	6	27	16	18	44	18	17	15	0					
	発達障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1					
非行	ぐ犯行為等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	1	2	0	0	6					
	触法行為等	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	6	7	0	1	1	0	18					
育成	性格行動	0	0	0	0	0	0	1	3	1	1	1	0	3	2	2	1	0	0	15					
	不登校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	1	0	4					
	適性	0	0	0	0	1	3	2	4	10	8	3	7	2	5	5	1	0	1	53					
	しつけ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
その他		3	0	0	1	0	1	3	0	0	1	2	1	1	0	0	1	1	1	19					
合 計		76	41	51	116	79	106	79	94	90	64	78	96	65	99	102	66	60	57	23	1,442				
		469																	501		266		183		23
比率(%)		32.5																	34.8		18.4		12.7		1.6

資料 1－4 児童相談 経路別受付状況

	都道府県・指定都市・中核市				市 町 村				児童福祉施設等			援児 セ ン タ ー	認 定 こ ど も 園	警 察 署	家 庭 裁 判 所	保健所及び 医療機関		学校等			里 親	介（児 童委員 を含む）仲	家 族 親 戚	近 隣 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
	児 童 談 話 所	福 祉 務 所	保 健 タ ン ク セ ー	そ の 他	保 育 所	社 会 福 祉 施 設	児 童 福 祉 機 関	指 定 医 生	保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園					学 校	学 校 等 学 校 等										
男	27	285	4	3	3	0	3	4	4	2	0	9	4	264	4	2	5	1	30	0	0	1	63	46	5	7	776
女	39	144	7	5	2	0	1	1	1	2	0	4	3	286	0	0	8	4	41	0	1	2	47	49	11	8	666
計	66	429	11	8	5	0	4	5	5	4	0	13	7	550	4	2	13	5	71	0	1	3	110	95	16	15	1,442

資料 1－5 警察からの児童通告状況

種 別		横須賀署		田 浦 署		横須賀南 署		そ の 他		合 計	
養 護	虐 待	402	(31)	67	(6)	258	(17)	8	(0)	735	(54)
	保護者の逮捕										
	保護者の死亡										
小	計	402	(31)	67	(6)	258	(17)	8	(0)	735	(54)
非 行	窃取	1			(0)	5	(1)			6	(1)
	暴行	4						1		5	
	遺失物横領										
	わいせつ行為	4	(1)	2		1				7	(1)
	危険行為										
	火遊び	2								2	
	家出			1	(1)					1	(1)
	その他										
小	計	11	(1)	3	(1)	6	(1)	1	(0)	21	(3)
合 計		413	32	70	7	264	18	9	0	756	(57)

※ケースとして扱っている児童の通告を含む。() は身柄付き通告を再掲。

2 対応状況

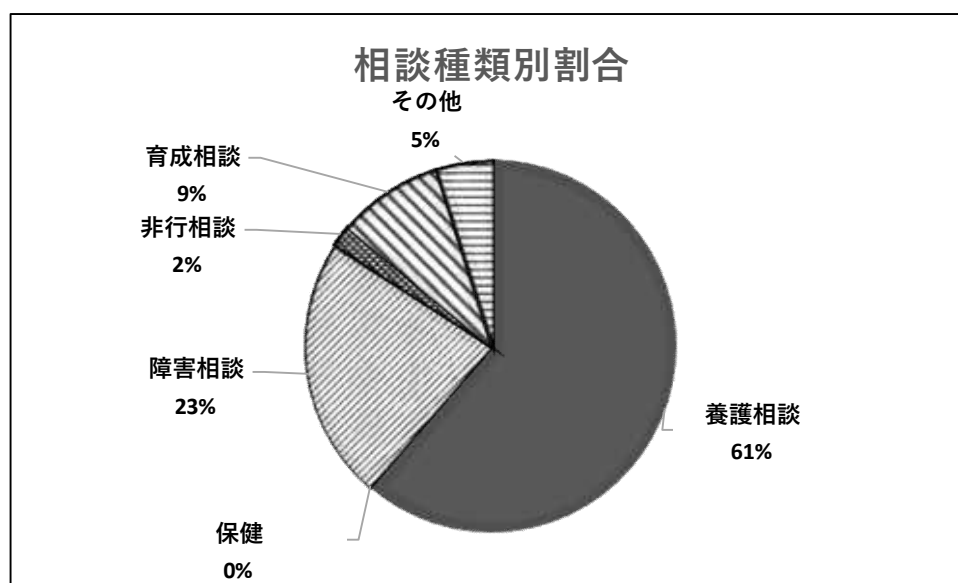
令和5年度は、1,890件のケースに対応しました。対応処理の主なものは、助言指導1,593件、継続指導214件となっています。助言指導1,593件のうち、398件が知的障害相談の療育手帳判定などで、25.0%を占めています。継続指導214件のうち、182件は児童虐待に関するもので、85.0%を占めています。面接や他の機関との調整などの回数も多く、虐待相談の深刻さ、解決の困難さが表れています。

(資料2-1)

児童福祉施設への入所状況

横須賀市が児童相談所設置市として所管する施設等は、乳児院1施設、児童養護施設2施設及びファミリーホーム3事業所、自立援助ホーム1事業所となっています。神奈川県では、従来から県と政令指定都市3市（横浜市、川崎市、相模原市）及び児童相談所設置市（横須賀市）との間で、養護系施設については毎年、定員協定会議を行い、それぞれの定員を確保する方式をとっています。本市においては、令和5年度はこの定員協定会議により乳児院19人、児童養護施設94人、児童自立支援施設2人の枠が確保されました。

障害児系施設については、施設整備の経過から定員はなく、定員割愛により入所を継続しています。このような状況の中で施設入所の措置を採るとことは大変難しく、神奈川県内の施設にとどまらず、県外の施設にも入所受け入れをお願いする状況となっており、本人や家族に大きな負担となっています。このような現状に対し、横須賀市では、医療型障害児入所施設（旧重症心身障害児者施設）整備の取り組みを進め、平成26年5月に開設しました。



資料 2-1 相談種類別対応状況

種別		対応別	処理件数(年度中)												計	比 率（％）				
			面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	福祉事務所送致	訓戒・誓約措置	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親・保護受託者委託			法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	障害福祉施設等への利用契約	その他	
			助言指導	継続指導	他機関あつせん					入所	家庭裁判所送致（再掲）	通所								
障害相談	相養談護	児童虐待	792	182	24	12	0	18	0	6	(0)	0	0	1		0	1	1,036	54.8	
		その他	110	9	0	0	0	2	0	0	(0)	0	0	2		0	0	123	6.5	
		保健	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0.0	
		肢体不自由	4	1	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0		0	0	5	0.3	
		視聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0		0	0	0	0.0	
		言語発達障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0		0	0	0	0.0	
		重症心身障害	18	1	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0		0	0	19	1.0	
		知的障害	398	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0		0	5	403	21.3	
		発達障害	3	1	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0		0	0	4	0.2	
		ぐ犯行為等	8	5	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0	0	0	13	0.7	
		触法行為等	14	2	5	1	0	0	0	0	1	(1)	0	0	1	0	0	24	1.3	
	育成相談		性格行動	63	10	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0		0	0	73	3.9
			不登校	18	1	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0	0		0	0	19	1.0
		適性	58	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0		0	0	58	3.1	
		しつけ	21	1	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0	0		0	0	22	1.2	
		その他	86	1	0	0	0	3	0	0	(0)	0	0	0		0	1	91	4.8	
合 計			1,593	214	29	13	0	23	0	7	(1)	0	0	3	1	0	7	1,890	100.0	

資料２－２ 養護相談対応状況

種 別	家 出	死 亡	離 婚	疾 病	家庭環境		その他	合 計
				入 院	虐 待	その他		
児童福祉施設入所	0	0	0	0	6	0	0	6
里親委託	0	2	0	0	1	0	0	3
面接指導	3	5	1	33	998	67	10	1,117
そ の 他	0	0	0	0	31	2	0	33
合 計	3	7	1	33	1036	69	10	1,159

資料２－３ 年齢別 乳児院措置理由

年 齢	家 出	死 亡	離 婚	疾病入院		家庭環境						その他	合 計	比率（％）
				親の疾病	母の出産	親の能力なし	親の受刑中	被虐待	未婚の母	母の労働	その他			
4週未満													0	0.0
4週以上3か月未満													0	0.0
3か月以上6か月未満						1							1	10.0
6か月以上1年未満						1							1	10.0
1年以上1年6か月未満						1							1	10.0
1年6か月以上2年未満						1							1	10.0
2年以上2年6か月未満													0	0.0
そ の 他						5	1						6	60.0
合 計	0	0	0	0	0	9	1	0	0	0	0	0	10	

資料２－４ 年齢別 児童養護施設・ファミリーホーム措置理由

年齢	家出・失踪	死亡	離婚	疾病入院		家庭環境						その他	合計	比率
				親の疾病	母の出産	親の能力なし	親の受刑中	被虐待	未婚の母	母の労働	その他			
0歳													0	0
1歳													0	
2歳													0	
3歳													0	
4歳						2							2	13
5歳						4							4	
6歳	1		1			4		1					7	
7歳						4		1					5	32
8歳			1			7		1					9	
9歳	1					3							4	
10歳	1					3		1					5	
11歳	1					2		1					4	
12歳						3		2					5	
13歳		1		2		9							12	29
14歳						3							3	
15歳						11		3					14	
16歳						7	1	1					9	19
17歳						6		4					10	
18歳						2		1					3	4
19歳								1					1	
合計	4	1	2	2	0	70	1	17	0	0	0	0	97	

資料２－５ 年齢別 児童自立支援施設措置理由

年齢	窃盗	いた性ずのら	乱脅暴迫	浮家浪出	持金出品	怠学	不登校	弄放火火	その他	合計	比率(%)
7歳										0	0.0
8歳										0	0.0
9歳										0	0.0
10歳										0	0.0
11歳										0	0.0
12歳										0	0.0
13歳									1	1	33.3
14歳									1	1	33.3
15歳			1							1	33.4
16歳										0	0.0
17歳										0	0.0
合計	0	0	1	0	0	0	0	0	2	3	100.0

※年齢は、令和5年度末現在の満年齢

資料２－６ 施設別入・退所状況

() 内の数値は４月１日措置・３月３１日解除の内数

種 別	R5. 4	入 所	退 所	R6. 3末
乳児院	9	3	2	10
児童養護施設	77	15 (7)	8 (3)	80
児童自立支援施設	1	3	1	3
児童心理治療施設	0	1	0	1
里 親	21	7	6 (1)	23
自立援助ホーム	3	1	3	1
ファミリーホーム	16	2	3 (1)	16
合 計	127	32 (7)	23 (5)	134

資料２－７ 障害児入所施設等への措置・契約状況

() 内の数値は４月１日措置・３月３１日解除の内数

種 別		R5. 4	入 所	退 所	R6. 3末
福祉型障害児 入所施設 (知的障害児)	措 置	14	0	2 (2)	14
	契 約	6	1	1 (1)	7
	計	20	1	3 (3)	21
福祉型障害児 入所施設 (自閉症児)	措 置	0	0	0	0
	契 約	0	0	0	0
	計	0	0	0	0
医療型障害児 入所施設 (肢体不自由児)	措 置	0	0	0	0
	契 約	1	1	2	0
	計	1	1	2	0
福祉型障害児 入所施設 (肢体不自由児)	措 置	3	0	0	3
	契 約	0	0	0	0
	計	3	0	0	3
医療型障害児 入所施設 (重症心身障害児)	措 置	3	0	3	0
	契 約	4	2	2	4
	計	7	2	5	4
指定医療機関 (重症心身障害児)	措 置	0	0	0	0
	契 約	0	0	0	0
	計	0	0	0	0
福祉型障害児 入所施設 (盲 児)	措 置	0	0	0	0
	契 約	0	0	0	0
	計	0	0	0	0
合 計	措 置	20	0	5	17
	契 約	11	4	5	11
	計	31	4	10 (3)	28

資料２－８ 施設別退所理由

種別	家庭引取り	他施設へ変更	里親委託	就職	その他	合計
乳児院		2				2
児童養護施設	3	2		1	2	8
児童自立支援施設		1				1
児童心理治療施設						0
里親		3		1	2	6
自立援助ホーム						0
ファミリーホーム	1	1		1		3
合 計	4	9	0	3	4	20
比率(%)	20.0	45.0	0.0	15.0	20.0	100.0

資料２－９ 家族支援対応状況

支援人数（実人数）

種 別	男	女	合 計
乳 児	0	0	0
幼 児	3	2	5
小学生	10	3	13
中学生	1	4	5
高校生	2	1	3
合 計	16	10	26

支援対象（延べ人数）

区 分	人数
児童本人	42
保護者・家族	54
児童相談所職員	21
施設職員など	6
合 計	123

支援内容（延べ回数）

区 分	人数
アセスメント	7
プログラム	89
スタッフ支援	36
ヒアリング*	142
合 計	274

※検証ヒアリング２含む

相談種別（実人数）

区 分	人数
育成（性行）	1
非行	0
養護	2
身体的虐待	4
心理的虐待	8
ネグレクト	11
性的虐待	0
合 計	26

資料 2-10 措置分科会への諮問状況

措置分科会 開催回数	5 回		
構成委員	学識経験者 2、社会福祉事業従事者 1、医師 2、弁護士 2		計7名
審査内容	児童福祉法第27条第6項の規定による児童相談所に対する「意見具申」	援助方針に関する意見具申	3件
	児童福祉法第6条の4及び同法施行令第29条の規定による「里親の認定」	里親新規認定（養育里親）	2件
		専門里親認定	0件
		里親新規認定（養子縁組里親）	1件
		里親新規認定（親族里親）	1件

3 調査・診断・指導の状況

児童福祉司や児童相談員は、こどもの福祉に関するさまざまな相談に応じ、所内での面接・診断か、施設や家庭への訪問を行い、こども本人、保護者、関係者等に対し必要な支援、指導、関係調査を行います。また、児童心理司は、心理面接、心理検査、観察等によりこどもや保護者等に対し心理診断を行うとともに、心理療法カウンセリング、助言指導等各種技法を用いて指導を行います。

調査・社会診断指導、医学・心理診断指導、継続面接の状況

調査・社会診断指導は、児童福祉司・児童相談員等のケースワーカーが面接、電話、文書照会等により行った調査・指導であり、令和5年度は22,227件となっており、令和4年度の23,628件に比し1,401件5.93%の減となりました。

医学・心理診断指導は、児童精神科の医師による診断指導及び児童心理司が行う心理検査によるもので、令和5年度は1,123件で、令和4年度の1,489件と比較し、366件24.6%の減となりました。

継続面接状況は心理司による判定面接や福祉司・相談員による面接であり、令和5年度は25,593件で、令和4年度の25,906件に比し313件、1.2%の減となりました。この結果、令和5年度の指導・調査の合計件数は48,943件で、令和4年度の51,023件に比し2,080件4.1%の減という状況でした。

(資料3-1)

医学・心理診断等状況

年度	(A + B + C) 指導調査状況	指導調査状況・社会診断 (A 診断)	医学・心理診断指導状況				継続面接状況			
			医学診断指導	心理診断指導	その他の指導・診断	合計(B)	心理判定面接	福祉司・相談員面接	その他の指導・診断	合計(C)
R1	36,120	13,508	208	588	0	796	3,193	18,623	0	21,816
R2	41,916	17,234	213	455	0	668	3,288	20,726	0	24,014
R3	55,467	26,397	146	1,191	0	1,337	3,375	24,358	0	27,733
R4	51,023	23,628	181	1,308	0	1,489	3,921	21,985	0	25,906
R5	48,943	22,227	171	952	0	1,123	3,544	22,049	0	25,593

資料 3－1 指導調査状況

区 分		(指 導 + 調 査 状 況) (A + B + C)	比 率 (%)	指 調 導 状 況 (A 診 断)	比 率 (%)	医学・心理診断指導状況				継続面接状況					
						医学 診 断 指 導	心 理 診 断 指 導	そ の 他 の 指 導 診 断	合 計 (B)	比 率 (%)	心 理 判 定 面 接	福 祉 司 面 接 相 談 員	そ の 他 の 指 導 診 断	合 計 (C)	比 率 (%)
養 護	児童虐待	39,455	81	16,337	74	149	290	0	439	39	3,130	19,549	0	22,679	89
	その他	2,734	6	1,352	6	0	8	0	8	1	200	1,174	0	1,374	5
障 害	保健	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	肢体不自由	67	0	38	0	0	1	0	1	0	3	25	0	28	0
	視聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障害	776	2	368	2	18	9	0	27	2	1	380	0	381	2
	知的障害	2,884	6	2,184	10	0	568	0	568	51	1	131	0	132	1
	発達障害	15	0	7	0	0	3	0	3	0	3	2	0	5	0
非 行	ぐ犯行為等	387	1	219	1	0	8	0	8	1	4	156	0	160	1
	触法行為等	415	1	276	1	4	0	0	4	0	37	98	0	135	1
育 成	性格行動	968	2	384	2	0	13	0	13	1	157	414	0	571	2
	不登校	110	0	96	0	0	9	0	9	1	2	3	0	5	0
	適性	401	1	352	2	0	43	0	43	4	4	2	0	6	0
	しつけ	130	0	95	0	0	0	0	0	0	2	33	0	35	0
	その他	600	1	518	2	0	0	0	0	0	0	82	0	82	0
合 計		48,943	100	22,227	100	171	952	0	1,123	100	3,544	22,049	0	25,593	100

資料３－２ 心理診断実施状況

種 別	児 童	保護者	その他	合 計	比率(%)
知能検査	280	0	0	280	29.0
発達検査	52	0	0	52	5.4
人格検査	75	0	0	75	7.8
その他の検査	15	0	0	15	1.5
面接・観察・指導	206	217	121	544	56.3
合 計	628	217	121	966	100

資料３－３ 措置児童の指導・診断状況

種 別 \ 措置別		乳児院・児童 養護施設	障害児施設	児童自立支援 施設	指定医療機関 等	里親	合計	比率(%)
養 護	児童虐待	7,710	961	47	0	710	9,428	89.5
	その他	486	3	0	0	347	836	7.9
保健		0	0	0	0	0	0	0
障 害	肢体不自由	0	29	0	0	0	29	0.3
	視聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障害	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障害	0	135	0	0	0	135	1.3
	知的障害	0	0	0	0	0	0	0
	発 達 障 害	0	0	0	0	0	0	0
非 行	ぐ犯行為等	0	0	0	0	0	0	0
	触法行為等	0	0	109	0	0	109	1
育 成	性格行動	0	0	0	0	0	0	0
	不登校	0	0	0	0	0	0	0
	適性	0	0	0	0	0	0	0
	しつけ	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0
合 計		8,196	1,128	156	0	1,057	10,537	100

資料３－４ 措置停止・措置後指導状況

種 別	措置停止	調査・診断・指導
児童福祉施設	17	9,479
指定医療機関等	0	0
里 親	3	1,057
合 計	20	10,536

資料 3－5 継続指導・児童福祉司指導終結状況

種 別	回 数		4～6回	7～9回	10～14回	15～19回	20～29回	30～39回	40～49回	50～59回	60～69回	70～79回	80～89回	90～99回	100回以上	合計
	児童虐待	その他	59	8	19	22	14	15	10	4	1	2	1	0	34	189
養護		その他	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	5
	保健		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害	肢体不自由		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	視聴覚障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障害		1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
	知的障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
	発 達 障 害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ぐ犯行為等		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
非行	触法行為等		0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	性格行動		1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	2	7
育成	不登校		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	適性		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	しつけ		0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計			64	9	21	23	18	17	10	5	1	2	4	3	37	214

資料３－６ 療育手帳判定実施状況

	A 1	A 2	B 1	B 2	非該当	計
新 規	4	10	17	152	32	215
再判定	29	39	43	104	23	238
計	33	49	60	256	55	453

資料３－７ 判定証明等証明書発行状況

区 分		件 数
判定証明書	特別児童扶養手当認定診断書作成のため	63
	障害基礎年金手続きのため	5
	障害区分認定のため	2
	手当、税控除、公共料金割引のため	40
	医療費助成、私立幼稚園特別支援教育費補助のため	2
	その他	7
	小計	119
心理意見書		13
特別児童扶養手当に係る判定意見書		43
転居に係る照会回答		24
更相判定に係る資料提供		12
就学支援相談に係る意見書		5
よみかえ判定に係る照会回答		125
就労にかかる照会回答		3
その他照会回答		42
合 計		386

資料３－８ 認定に関するもの

区 分	件 数
施設重度認定	3
心理療法を必要とする障害児等の意見書	0
行動障害支援事業	0
合 計	5

4 一時保護の状況

横須賀市児童相談所は平成 18 年度に開設しましたが、当初独自の一時保護所を設置していなかったため、平成 18 年度及び平成 19 年度は神奈川県との事務委託に関する協定により、県の一時保護所を使用していました。

同期間で準備を行い、平成 20 年度、一時保護所（定員 25 名）を開設し、運営を開始しています。

資料 4－1 一時保護・保護委託実績

月別	一時保護所		県 一時保護所		乳 児 院		児童養護施設 そ の 他		計		当月人数内訳		
	人	日	人	日	人	日	人	日	人	日	前月 継続	新規	解除
4 月	33	603	0	0	2	56	3	34	38	693	28	10	15
5 月	35	698	0	0	4	84	2	33	41	815	23	18	12
6 月	39	686	0	0	4	92	2	31	45	809	29	16	18
7 月	36	686	0	0	5	132	5	52	46	870	27	19	14
8 月	45	895	0	0	6	166	9	79	60	1,140	32	28	31
9 月	36	667	0	0	8	186	2	41	46	894	29	17	20
10 月	34	623	0	0	9	200	4	42	47	865	26	21	19
11 月	31	651	0	0	8	225	4	40	43	916	28	15	11
12 月	33	726	0	0	9	226	8	51	50	1,003	32	18	17
1 月	43	802	0	0	7	217	4	20	54	1,039	33	21	21
2 月	32	717	0	0	7	203	5	67	44	987	33	11	10
3 月	38	684	0	0	8	228	10	99	56	1,011	34	22	26
計	435	8,438	0	0	77	2,015	58	589	570	11,042	-	216	214
											延人数	244	

資料４－２ 一時保護・保護委託利用状況

種 別		R3	R4	R5
相談受付件数 (A)		1,630	1,458	1,442
一時保護児童数 (B)		178	253	244
市一時保護所利用児童数 (C)		133	183	185
県一時保護所利用児童数		0	0	0
委託保護児童数		45	70	59
内 訳	児童福祉施設	0	0	0
	乳児院	16	20	16
	児童養護施設	5	29	15
	里親	16	6	14
	医療機関	6	7	7
	その他	2	8	7
一時保護率(%) (B/A)		10.9	17.4	16.9
市一時保護所利用率(%) (C/B)		74.7	72.3	75.8

資料４－３ 相談内容別 一時保護・保護委託状況

種 別		一時保護所	県 一時保護所	乳 児 院	児童養護施設 そ の 他	計
養 護	人 数	171	0	13	35	219
	日 数	8,167	0	1,422	470	10,059
	平均日数	47.8	0	109.4	13.4	45.9
非 行	人 数	7	0	0	0	7
	日 数	111	0	0	0	111
	平均日数	15.9	0	0	0	15.9
育 成	人 数	6	0	1	4	11
	日 数	37	0	322	103	462
	平均日数	6.2	0	322	25.8	42
その他	人 数	1	0	2	4	7
	日 数	123	0	271	16	410
	平均日数	123	0	135.5	4	58.6
合 計	人 数	185	0	16	43	244
	日 数	8,438	0	2,015	589	11,042
	平均日数	45.6	0	125.9	13.7	45.3

資料４－４ 日数別 一時保護状況

日 数	R3	R4	R5					
			養 護	非 行	育 成	障 害	その他	合 計
１～２日	24	32	44	2	1	0	3	50
３～７日	32	77	67	3	4	0	0	74
８～１５日	28	24	22	0	3	0	1	26
１６～３０日	10	12	21	1	0	0	0	22
３１～４５日	9	20	13	0	1	0	0	14
４６～６０日	13	11	8	0	1	0	0	9
６１～１００日	15	17	12	1	0	0	0	13
１０１日以上	19	30	32	0	1	0	3	36
次年度繰越	29	28	29	1	0	0	0	30
合 計	179	251	248	8	11	0	7	274
最長日数			366	73	322	0	137	

資料４－５ 学齢別 一時保護状況

区 分	R3	R4	R5					
			養 護	非 行	育 成	その他	合 計	比率(%)
乳 幼 児	68	82	54	0	1	5	60	24.6
小 学 生	58	92	84	1	3	2	90	36.9
中 学 生	34	52	52	4	4	0	60	24.6
中 学 卒	18	27	29	2	3	0	34	13.9
合 計	178	253	219	7	11	7	244	100

資料４－６ 年齢別 一時保護状況

年 齢	男 子	女 子	合 計
０ 歳	7	11	18
１ 歳	2	5	7
２ 歳	2	3	5
３ 歳	4	2	6
４ 歳	6	1	7
５ 歳	5	3	8
６ 歳	5	5	10
７ 歳	10	4	14
８ 歳	9	1	10
９ 歳	12	3	15
10 歳	9	5	14
11 歳	15	8	23
12 歳	6	8	14
13 歳	12	9	21
14 歳	7	7	14
15 歳	7	17	24
16 歳	6	11	17
17 歳	1	11	12
18 歳	3	2	5
計	128	116	244

資料４－７ 一時保護解除状況

種 別	養護	非行	育成	その他	合計
施設入所	28	0	0	0	28
里親委託	7	0	0	0	7
家庭引取り	127	5	9	3	144
施設復帰	0	0	0	0	0
他児相移管	1	1	0	0	2
家庭裁判所送致	0	1	0	0	1
その他	30	0	0	2	32
次年度繰越	29	1	0	0	30
合計	222	8	9	5	244

5 虐待相談の状況

こどもの虐待は、身体的虐待、ネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）、心理的虐待及び性的虐待の4種類に分類されます。親や養育者が身体的、心理的、性的に危害を加えたり、適切な養育・保護が得られない状況が続くと、こどもの心身の成長及び人格形成に重大な影響を与えます。児童相談所では、虐待の予防と早期発見、早期対応が重要な責務であると認識しています。

資料5-1 虐待内容別 相談状況

区分	件数	比率(%)
身体的虐待	170	19.5
ネグレクト	152	17.5
心理的虐待	540	61.9
性的虐待	10	1.1
計	872	100
うちDVによる	313	
心理的虐待		

資料5-2 年齢別 虐待相談状況 ※()は胎児再掲

年 齢		件 数	比率(%)
乳 児	0歳児	69(11)*	7.9
幼 児	1歳児	33	3.8
	2歳児	48	5.5
	3歳児	55	6.3
	4歳児	52	6
	5歳児	50	5.7
	*6歳児	25	2.9
	小 計	263	30.2
小 学 生		295	33.8
中 学 生		148	17
高 校 生		96	11
そ の 他		1	0.1
計		872	100

* 6歳児であっても小学生の場合は含まない

資料5-3 別 相談状況

区 分		件 数	比率(%)
家族 (虐待者 本人)	父親	1	0.1
	母親	4	0.5
	その他	0	0.0
家 族 (虐待者 以外)	父親	5	0.6
	母親	17	1.9
	その他	5	0.6
親 戚		4	0.5
近隣知人		95	10.9
子ども本人		16	1.8
福祉事務所		13	1.5
児童委員		3	0.3
保健機関	市町村	1	0.1
	県	11	1.3
医療機関		12	1.4
児童福祉 施設等	保育所	12	1.4
	その他	0	0.0
警察署		523	60.0
学校等 (教育 機関)	幼稚園	5	0.6
	その他	64	7.3
その他	子育て支援 センター等	16	1.8
	他児相	57	6.5
	民間団体	0	0.0
	青少年相談 センター	0	0.0
	その他	8	0.9
計		872	100.0

資料５－４ 主たる虐待者

実父(A)	実父以外の父	実母(B)	実母以外の母	その他(*)	計	(再 掲)
						実父母 (A+B)
399	44	398	4	27	872	797

資料５－５ 家族構成別 虐待相談状況

実父母	父子	母子	実 父	実 母	その他(*2)	計
			実母以外の 母(*1)	実父以外の父 (*1)		
616	4	180	9	61	2	872

*1 実母以外の母（または父）：養継母(父)、保護者と認められる内妻（内夫）

*2 その他：親族（祖父母等）と同居している場合、複数世帯が同居している場合

資料５－６ 主な虐待の背景

区分			件数
保 護 者	精神病		11
	精神病以外の精神疾患		4
	精神疾患の疑い		22
	知的障害		0
	未熟	未成年	0
		その他	33
	依存症	アルコール	0
		薬物等	
		被虐待歴	0
		暴力的性格	3
対人葛藤	パートナー	D V	17
		D V以外	
	親子間	育児不安	5
		一方的しつけ	46
		その他	59
	親族間		7
家庭	経済的困窮	2	
	社会的孤立	0	
合計			209
原因不明			0

* ケース処理の最初の処理時点で計上した件数

資料５－７ 児童福祉法及び虐待防止法等法的対応状況

児童福祉法第28条第 1 項		申 立 件 数		0
		承認件数		2
児童福祉法第28条第 2 項		申 立 件 数		0
		承認件数		0
民 法 第834条 の 2 (親 権 停 止)		申 立 件 数		0
		承認件数		0
民 法 第840条 (未成年後見人の選任)		申 立 件 数		0
		承認件数		0
児童福祉法第29条 虐待防止法第 9 条		立入調査	指示書発行のみ	0
			調査実施	0
警察への援助依頼	虐待防止法 第 10 条	立入調査に伴う援助	依頼のみ	0
			実 働	0
		その他（安全確認・ 一時保護）	依頼のみ	0
			実 働	0
	その他の援助	(強引な取引 ・同席面接等)	依頼のみ	0
			実 働	0

資料５－８ 児童相談所開設時からの年度別虐待相談件数の推移

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数	292	342	304	274	290	386	475	487	616	572

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
件数	635	611	719	762	636	790	877	872

資料５－９ 「横須賀市子育てホットライン」※相談受付件数

相 談 件 数		総 数	うち児童相談所関係	児相の比率
		2,915	507	17.4%
時 間 帯	9時～12時	328	26	9.7%
	12時～17時	573	61	
	17時～21時	844	230	27.3%
	21時～24時	560	105	16.2%
	0時～5時	234	58	
	5時～9時	376	27	
経 路	家族・親族	1,830	186	
	近隣・知人	35	27	
	学校	20	12	
	警察	118	109	
	医療	4	17	
	施設	85	82	
	その他	823	72	
年 齢	0歳	174	16	
	1～3歳	263	12	
	4歳～就学前	183	11	
	小学生	546	59	
	中学生	315	32	
	高校生	272	66	
	その他	1,162	311	

※児童相談所に関わる休日、夜間の相談を横須賀市子育てホットラインで受け、児童相談所が対応する。24時間・365日体制の電話相談。(所管課:こども家庭支援課)

6 里親制度

里親制度は、さまざまな事情により家庭で生活できなくなったこどもに、信頼と愛情に満ちた家庭を保証する制度で、里親の種類は次のとおりに分類されます。

養育里親	保護者のいないこども又は保護者に監護されることが不適切であると認められる子どもを養育する里親として認定を受けた者
専門里親	養育里親のうち、虐待、非行、障害などの理由により、専門的な援助を必要とする、こどもを養育する里親として認定を受けた者
親族里親	扶養義務のある親族であり、両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明などのため、これらの者による養育が期待できないこどもを養育する里親として認定を受けた者
養子縁組里親	将来的に養子縁組を目的として養育する里親として認定を受けた者

資料6－1 里親登録・委託児童状況（令和6年3月31日現在）

区 分		里親の状況	
養育里親	里親の状況 (組数)	登録里親	38
		委託数	18
		未委託数	20
	委託児童の状況 (人数)	市児相委託数	17
		市外児相委託数	2
		委託数計	19
専門里親 (再掲)	里親の状況 (組数)	登録里親	1
		委託数	0
		未委託数	1
	委託児童の状況 (人数)	市児相委託数	0
		市外児相委託数	0
		委託数計	0
親族里親 (再掲)	里親の状況 (組数)	認定数	2
	委託児童の状況 (人数)	市児相委託数	4
		市外児相委託数	0
		委託数計	4
養子縁組里親 (再掲)	里親の状況 (組数)	認定数	4
		登録数	4
		未委託数	4
	委託児童の状況 (人数)	市児相委託数	0
		市外児相委託数	0
		委託数計	0

資料 6－2 里親委託・解除状況

新規委託、措置児童数		児童福祉施設から	1
		家庭から	6
		その他	0
		合 計	7
措置解除、措置変更（里親委託解除）児童数	措置解除	家庭・親族引取り	0
		養子縁組	1
		満18歳到達	0
		就職	1
		その他	0
		小 計	2
	措置変更	児童福祉施設へ	5
		他の里親へ	0
		その他	0
		小 計	5
	合 計		7

資料 6－3 里親による緊急一時保護委託状況

区 分	児童数	日数
養育者病気	1	8
出 産	0	0
養育者の休養	0	0
養育困難	9	83
虐 待	0	0
そ の 他	0	0
合 計	10	91

資料 6－4 3日里親実施状況

児童数	7
里親数	6
延べ日数	43

資料 6－5 里親相談活動状況

相談員数	2人
養育相談	21
助言指導	4
里親開拓・委託促進	1
里親制度の啓発活動	2
里親会の育成活動	30
児童相談所への協力	13
関係機関との協力	2
研修会への出席	25
その他	3
合 計	101

資料 6－6 レスパイト利用状況

里親数	4
延べ日数	17

資料 6－7 里親研修会

開催日	テーマ	講 師	会 場	参加者
10月1日	社会的養護を取り巻く社会情勢 と制度改正 養育上の課題への対応	青山学院大学 コミュニティ人間科学部 横堀 昌子	はぐくみかん	46

資料 6－8 里親講座の開催

開催日	内 容	会 場	参加者
6月28日	里親制度・里親活動の紹介・里親体験談	はぐくみかん	3
2月28日	里親制度・里親活動の紹介・里親体験談	はぐくみかん	7

資料 6－9 週末等家庭短期滞在事業（ボランティアファミリー）

認定組数	11
児童数	3
滞在家庭数（養育家庭登録者）	3
延べ日数	15

7 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、保護者のないこども又は保護者に監護させることが不適當であると認められるこどもに対し、この事業を行う住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立することで、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援します。

資料7-1 ファミリーホーム設置・委託児童状況（令和6年3月31日現在）

ファミリーホームの状況	設置数	3
	委託数	3
	未委託数	0
委託児童の状況	市児相委託児童数	16
	市外児相委託児童数	0
	委託数計	16

資料7-2 ファミリーホーム委託・解除状況

新規、措置変更委託児童		児童福祉施設から	0
		家庭から	2
		その他	0
		合計	2
（F措置解除、解除措置児童数）	措置解除	家庭・親族引き取り	1
		養子縁組	0
		満18歳到達	0
		就職	1
		その他	0
		小計	2
	措置変更	児童福祉施設へ	0
		他の里親へ	0
		その他	0
		小計	0
	合計		2

資料7-3 ファミリーホーム緊急一時保護委託状況

委託児童数	1
委託日数	8

8 特別養子縁組の推進

妊娠 SOS カードの配布（市内 4,853 枚）などにより、制度の普及や啓発を行うとともに、民間事業者と連携しながら特別養子縁組の成立を図りました。令和 5 年度は、特別養子縁組の成立が 2 件ありました。

資料 8－1 特別養子縁組成立状況

特別養子縁組の成立	2件
特別養子縁組成立に向けた同居開始	0件

資料 8－2 妊娠SOSカードの配布

庁内関係機関	18施設40か所	1,260枚
その他配布	67施設82カ所	3,593枚
計		4,853枚

9 社会的養護自立支援事業

就労支援については、地域の架け橋横須賀ステーションにより実施してきましたが、「自立支援コーディネーター」を配置し、児童養護施設等に措置している高校生年齢から措置解除された 22 歳までの者のうち、自立のための支援が継続して必要な者に対し、支援を行いました。

資料 9 - 1 就労等支援事業

「地域の架け橋横須賀ステーション」※

職の里親	33
協力不動産店	25

※社会的養護が必要な児童が施設退所後等に安定した生活ができるよう、市内の事業者、児童養護施設、児童相談所が協力し、就労や住まい探しを支援する事業です。

資料 9 - 2 自立支援コーディネーターによる継続支援

【継続支援計画の作成状況】

継続支援計画の作成	2人
-----------	----

【会議等開催状況】

社会的養護自立支援連絡会	3回
--------------	----

【相談支援 延件数】

電話	307
来所	33
訪問	113
会議等	14
その他	31
計	498

資料 9 - 3 自立支援に必要な補助金交付状況

社会的養護自立支援事業補助金（一般生活費等）	0件
児童自立生活援助・大学等在学者支援事業費補助金	0件

10 電話相談

児童相談所には日々多くの電話や来所者による相談の希望があります。その中には1～2回の対応で相談者の主訴が解消したものや、匿名希望や虐待通告により通報を受けた中でも児童や世帯が特定できないケースなど、会議提出に至らなかった相談もあり、そのようなケースを電話相談として記録、集計しています。

資料10 電話相談件数

種 別 \ 年 度		R1	R2	R3	R4	R5
養 護	養 護	154	148	239	164	220
	(虐待再掲)	(84)	(83)	(160)	(118)	(149)
保 健		7	6	4	2	0
障 害	肢体不自由	2	0	0	0	3
	視聴覚障害	0	0	0	0	0
	言語発達障害	5	0	0	0	0
	重症心身障害	1	3	2	2	1
	知的障害	9	11	11	11	6
	発達障害	4	5	5	2	3
非 行	ぐ 犯	14	3	9	3	5
	触 法	1	0	2	1	1
育 成	性格行動	62	53	73	76	56
	不登校	33	15	21	28	14
	適 性	0	3	3	7	5
	しつけ	13	26	15	19	20
そ の 他		33	42	52	39	71
合 計		338	315	436	354	405

※児童相談所で受けた電話や、来所相談等の中で1～2回の対応で相談者の主訴が解消したものや、匿名希望や虐待通告により、通報を受けても児童や世帯が特定できないケースなどを電話相談として集計しています。

年 度 \ 性 別	R4	R5	増△減
男	178	181	3
女	160	206	46
不 明	16	18	2
合 計	354	405	51

年 度 \ 年 齢	R4	R5	増△減
乳幼児	77	117	40
小学生	103	124	21
中学生	104	71	△ 33
その他	70	93	23
合 計	354	405	51

年 度 \ 相 談 者	R4	R5	増△減
児童本人	15	9	△ 6
家 族	147	136	△ 11
親 族	14	25	11
近 隣	19	31	12
関係機関等	159	204	45
合 計	354	405	51

11 その他の事業

資料 11 メンタル・フレンド派遣事業

うまく人間関係が作れず、閉じこもりがちなこどもの家庭等に、福祉を学ぶ大学生等を派遣する事業です。同年代ではない、しかし親よりも身近な兄・姉のような存在と遊んだり、活動することで、こどもに新たなコミュニケーションの機会を作ります。

【登録状況】

	短大・大学 ・大学院生	専門学校生	社 会 人	合 計
男 子	3	0	0	3
女 子	0	0	1	1
合 計	3	0	1	4

【活動状況】

		育成（不登校）		育成（性格行動）		養 護		そ の 他		合 計	
		児童数	回数	児童数	回数	児童数	回数	児童数	回数	児童数	回数
小学生	男子	1	6			0	0			1	6
	女子									0	0
中学生	男子			1	11	1	7			2	18
	女子					1	5			1	5
高校生	男子									0	0
	女子									0	0
合 計	男子	1	6	1	11	1	7	0	0	3	24
	女子	0	0	0	0	1	5	0	0	1	5
総 計										4	29

【研修等開催状況】メンタル・フレンド定例研修

開催日	研 修 名	参加者
6月5日	登録前研修	1
9月8日	定例研修	3
3月11日	定例研修	2

※登録前研修なし

【児童心理司による指導回数】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
回数	1	1	2	2	1	1	1	1	0	3	2	0	15

資料 12 在宅重症心身障害児療育指導事業

【訪問指導状況】

区 分	実施回数	訪問実数（人）	訪問延数（人）
訪問医療指導	3	9	9
訪問療育相談	9	6	9

【心身障害児人口（児童相談所把握状況）】(令和6年 3 月31日現在)

区 分	6 歳未満	6 歳以上	15歳以上	計
		15歳未満		
知的障害児	176	719	298	1,193
比 率（％）	14.7	60.3	25.0	100.0
肢体不自由児	1	14	11	26
比 率（％）	3.8	53.9	42.3	100.0
重症心身障害児	8	28	116	152
比 率（％）	5.3	18.4	76.3	100.0
合 計	185	761	425	1,371
比 率（％）	13.5	55.5	31.0	100.0

※重症心身障害児の15歳以上には、18歳以上を含む。

資料 13 在宅重症心身障害児療育指導事業

【講師派遣状況】

学習講師数	17
派遣時間	延1783.75

※市内2施設に入所している児童の家庭学習の習慣づけの等を目的に、小中学生の入所児童を対象に学習指導講師を派遣する事業です。

資料 14 その他専門職員の対応

【弁護士による法律相談】

開催回数	49
事例件数	138

【精神科医によるカウンセリング】

開催回数	27
事例件数	延153

【専門委員※による助言・指導】

開催回数	27
事例件数	61

※学識経験者・実務経験者をスーパーバイザーとして委嘱。

資料 15 横須賀市こども家庭地域対策ネットワーク会議(要保護児童対策地域協議会)

【会議開催状況】

会 議 名	開 催 状 況	うち児童相談所 出席回数
全体会議	関係機関のうちから選任された者及び弁護士で構成し、ネットワーク会議が円滑に機能するよう、環境整備のための協議を行った。 年 1 回開催	1
実務担当者 連絡会議	母子保健活動の拠点である市内 4 健康福祉センターの管轄する地区ごとに、地域の関係機関の実務担当者のうち、それぞれの長が指名する者をもって構成する。 支援対象児童等の支援に係る情報交換や関係機関の役割や機能の明確化、課題等の協議を行った。 4 地区年 1 回ずつ開催	4
実務担当者連絡会議 分科会	支援教育課、健康福祉センター、児童相談所、こども家庭支援課で個別ケースの支援に係る進行管理を行った。 4 地区のうち中央地区を 2 分割し、隔月ごとに計 30 回開催	30
サポートチーム会議	個別ケース担当者により随時開催し、支援対象児童等に関する具体的な支援内容を検討した。 255 回開催（参考：R4 232 回、R3 193 回、R2 162 回、R1 215 回、H30 229 回）	189

資料 16 研修

【児童福祉司任用後研修】

参加者のうち（ ）は児童福祉司人数を再掲

開催日	研 修 名	講 師	参加者
7月7日	児童相談所における方針決定の過程	横須賀市児童相談所 副所長 綿引 智子 氏	8名 (8名)
7月12日	子ども家庭支援のためのケースマネジメント ①②	しらかばこども家庭支援ステーション 副所長 小林 正稔 氏	8名 (8名)
8月23日	関係機関との連携・協働と在宅支援①	横須賀市こども家庭支援課 要対協事務局	8名 (7名)
9月29日	子ども虐待対応③④	子どもの虐待防止センター 理事長 松田 博雄 氏	10名 (6名)
10月5日	行政権限の行使と司法手続①②	横須賀市児童相談所 嘱託弁護士 飛弾野 理 氏	10名 (7名)
10月18日	関係機関との連携・協働と在宅支援③	横須賀市障害福祉課 横須賀市地域福祉課	11名 (7名)
10月23日	子どもの虐待対応①②	愛育研究所 客員研究員 山本 恒雄 氏	15名 (8名)
10月27日	関係機関との連携・協働と在宅支援②	地域健康課 課長補佐 小林 幸恵 氏	12名 (7名)
11月9日	社会的養護における自立支援①	星の子愛育園 スーパーバイザー 堀尾 美幸 氏	26名 (7名)
11月24日	非行対応①②	家庭学園 園長 田辺 有二 氏 支援スーパーバイザー 相澤 康 氏	17名 (7名)
12月1日	子ども家庭支援のためのケースマネジメント ③④	目黒区子ども家庭支援センター 土橋 俊彦 氏	12名 (6名)
12月8日	子どもの面接・家族面接に関する技術	横須賀市児童相談所 支援係	7名 (7名)
12月14日	社会的養護における自立支援②③	子どもの虹情報研修センター 増沢 高 氏	9名 (7名)

※ 研修参加者数は、（ ）内に義務対象の児童福祉司数を記しています。

【神奈川県主催研修への参加】

開催日	研 修 名	会 場	参加者
4月12日 他 6 日	令和 4 年度児童相談所新任職員研修 (兼 児童福祉司任用前講習会)	神奈川県立総合療育センター 3 階研修室 他	13 名
7月7日	サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ 基礎研修	神奈川県立総合療育センター 3 階研修室	1 名
7月14日	児童相談所実務研修 「ソリューションフォーカスアプローチ」	神奈川県総合療育センター 3 階研修室	1 名
7月28日	親子支援チーム等新任研修 「被虐待乳児へのアプローチ」	横須賀市児童相談所 会議室 ZOOM	3 名
8月10日	「法医学からみた子どもの受傷」	横浜市立大学福浦キャンパス ヘボンホール	5 名
8月28日 他 3 日	サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ研 修	鎌倉三浦児童相談所	1 名
9月11日	児童相談所実務研修 「初期被害調査面接の手法を学ぶ」	神奈川県中央児童相談所	3 名
9月25日	「外国につながる子ども・家族の理解」	横須賀市児童相談所 会議室 ZOOM	1 名
9月27日	親子支援チーム等新任者実務研修	神奈川県立総合療育センター 3 階研修室	2 名
9月29日	「子どもの発達と児童虐待の影響 ～トラウマインフォームドケアの必要性～」	横須賀市児童相談所 会議室 ZOOM	4 名
9月29日	児童相談所スーパーバイザー研修	神奈川県立総合療育センター 3 階研修室	4 名
10月13日	児童相談所 2 年目研修 ① 里親制度及び里親との連携 ② 女性相談所の役割と児童相談所との連携	神奈川県総合療育センター 3 階会議室	5 名
10月16日	児童相談所一時保護所職員研修	神奈川県立総合療育センター 3 階研修室	4 名
10月30日	親子支援チームCARE研修	神奈川県立総合療育センター 3 階研修室	2 名
11月10日	被害事実確認面接者フォローアップ研修	神奈川県立総合療育センター 3 階研修室	3 名
2月19日	CFJ被害事実確認面接者フォローアップ研修	小田原合同庁舎 2C会議室	3 名



横須賀市児童相談所

〒238-8525 横須賀市小川町 16 番地
Tel 046-820-2323 / Fax 046-826-4301